

職員の職務倫理及び服務に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除き、職員が保持すべき職務に係る倫理(以下「職務倫理」という。)及び職員の服務の基準を定めることを目的とする。

(職務倫理)

第2条 職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

(服務の根本基準)

第3条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等の厳守)

第4条 職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を遵守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 職員は、県民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であること

を自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

(個人に関する情報の保護)

第6条 職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(職務に専念する義務)

第7条 職員は、法令、条例等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、警察がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第8条 職員は、全体の奉仕者としての性格に鑑み、政治的中立性を疑われるような行為をしてはならない。

(職務の公正の保持)

第9条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

(遵守事項)

第10条 職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上の危険又は責任を回避してはならない。
- (2) 市民応接は、すべて親切・迅速を旨としなければならない。
- (3) 公文書、貸与品、支給品、自己の使用する公の物品その他職務上取扱う物品の保管及び取扱いについては、常に適切な注意を払わなければならない。
- (4) 勤務を怠り、又はみだりに勤務を変更してはならない。
- (5) 外出するときは、上司又は家族に行先、所要時間及び連絡方法等を告げ、所在を明らかにして常に勤務に服することができる用意をしておかなければならない。
- (6) 不相应な借財又は保証の契約その他の職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をしてはならない。
- (7) みだりにいかがわしい人と交際し、又はいかがわしい場所に立ち入ってはならない。
- (8) 任用その他職務上の利益の実現について、部外の人又は団体に援助を依頼して

はならない。

- (9) 他人の請託を入れて執行務の公正を欠き、又はみだりに金品の貸借、物資の取引その他訴訟事件等に関与してはならない。
- (10) 庁舎内においては、職務に支障を与えるような遊戯をしてはならない。
- (11) 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで酒類を飲んではならない。
- (12) 車両を運転する場合は、いかなる場合といえども安全運転に留意しなければならない。
- (13) 常に礼儀正しくしなければならない。
- (14) 身体及び服装を清潔かつ端正に保たなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年3月13日から施行する。
- 2 省略